



JCLU
社団法人 自由人権協会

社団法人 自由人権協会

〒105-0002 東京都港区愛宕1-6-7 愛宕山弁護士ビル306号室
TEL:03-3437-5466 FAX:03-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www/jclu.org/

JAPAN CIVIL LIBERTIES UNION

306, Atagoyama Bengoshi BLDG. 1-6-7, Atago Minato-ku, Tokyo 105-0002, Japan

TEL:+81-3-3437-5466 FAX:+81-3-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

2011年4月7日

社団法人 自由人権協会
代表理事 羽柴 駿
同 紙谷 雅子
同 田中 宏
同 喜田村 洋一
同 三宅 弘

報告書「開示資料からみた裁判員記者会見の問題点」

はじめに

今回、当協会のマスメディア小委員会が中心となって、裁判員裁判において判決宣告後に開催されている記者会見の問題について検討を試みることにした。当該記者会見については、制度開始直後においては散発的にその問題性が指摘されてもいたが、それほど大きな社会的議論を呼ぶこともなく、またその後の改善がなされたかどうかの検証もないまま推移してきている。

しかし、ことは単に裁判員が十分に言いたいことが言えたかとか、新聞やテレビが聞きたいことが聞けたか、というレベルにとどまらず、まさに私たち市民の知る権利がきちんと保障されているかどうか、そして裁判員裁判が十分に機能しているか否かのチェック機能が働いているかどうかの、きわめて重要な問題を孕んでいる。そこで私たちは、裁判員記者会見がどのように実施されていて、そこでは十分な情報アクセスが保障されているかを網羅的に調べる必要があると思うに至った。

現在、各地で開かれている裁判員裁判については、判決宣告後に、裁判所の職員が立ち会ったうえで記者会見が開かれ、裁判員に対して様々の質問が行われている。2009年から始まった裁判員裁判については、制度自体の賛否を含めて様々な議論が行われているが、なかでも裁判員に対して違反した場合に刑事罰に処せられる、厳しい「守秘義務」の是非が問題になっている。

他方で、新たな制度である裁判員裁判については、絶えず問題点を浮き彫りにして制度変更をしていくことが予定されているし、新たな制度ではそのような修正を行っていくことは不可避である。したがって、実際に裁判を経験した裁判員から率直な意見や感想を聞くことはきわめて重要である。判決後に裁判員を対象に開かれる記者会見でのやりとりの意味もこの点にあるといえよう。

ところで、裁判員経験者の記者会見については、立ち会った裁判所職員によって、その実施状況が文書で裁判所に報告されているので、これを検討することにより、「守秘義務」に基づいて、裁判所職員が質疑に介入した経緯および内容が一定程度明らかとなる。

マスメディア小委員会は、このような見地から、「最高裁判所の保有する司法行政文書の開示等に関する事務の取扱要綱」及び「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する基本的取り扱いについて（依命通達）」に基づき、すなわち、司法行政の情報公開請求として、裁判員裁判開始後の672件にわたる各地方裁判所の「裁判員等経験者の記者会見に関する実施状況報告書」の写しを入手した。

以下の本報告は、この実施状況報告書に基づいて、裁判所職員の介入の経緯及び内容の中で特に問題点があると思われるものをピックアップしてコメントを加え、「守秘義務」のあり方についての問題提起を試みたものである。裁判員制度とりわけ裁判員の「守秘義務」のあり方についての参考となれば幸甚である。

なお、裁判員記者会見は、上記に述べた裁判所職員の立会いのもとに行われるものとは別に、「二次会見（補足会見）」として行われているものが存在するが、ここで扱う対象は前者のもののみを指すことを、念のために付言しておく。また、開示された事案は、裁判員裁判開始後最初から数えての672件と想定されるが、判決日時等の特定情報が一切黒塗りのため、断定はできない。

また、当該報告書のデータ整理においては、専修大学「情報メディア研究」所属学生の協力があつたことを特に記す。

I 問題の所在——裁判員経験者会見の特殊事情

裁判員経験者の記者会見は、裁判所の関与なしでは記者会見の成立自体が困難である、という特殊事情の下で行われている。これは、裁判員経験者が事件の関係者等から不当な脅迫や報復を受けることのないよう、裁判員経験者のプライバシー保護が裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下、裁判員法）で定められていることによるものである。報道機関はいったい、どこの、だれかを特定・捕捉することが困難な裁判員経験者へのアクセスを、裁判所の協力のもとでかろうじて確保しているといえる。

いまの裁判員法は、裁判の公正やその信頼を確保するとともに、評議で裁判員や裁判官が自由な意見を言えるようにし、裁判員のプライバシー等を保護するために、裁判員及び裁判員経験者に守秘義務を課している。そしてこれこそが現行裁判員制度がかかえる最大の問題の一つとなっている。裁判員経験者に、「職務上知り得た秘密」や「評議の秘密」について、刑罰付きの守秘義務が生涯課されるそのことが、「守秘義務違反の防止」を名目にした裁判所の記者会見介入を正当化させているからだ。

しかし記者会見に対する公権力の介入が、日常化していることは問題と言わざるを得ない。特に、「評議の秘密」と、裁判員経験者個人の感想との境界が極めてあいまいであることから、裁判所の守秘義務違反の指摘は必要以上に拡大されている。裁判所の介入は、本来、表現の自由が保障されている裁判員経験者の自由な意見表明を妨げるとともに、制度

としての裁判員裁判や、個々の裁判員裁判の手続き上の問題点を隠蔽し、裁判員制度の現状肯定を促すのではないかと強く懸念されるからである。

今回開示された裁判員記者会見の実施状況を見る限り、裁判所職員が、守秘義務とりわけ評議の秘密を理由に、記者の質問及び裁判員経験者の回答を制止するなどしていることがよくわかる。しかもその中身をさらにみていくなれば、記者と裁判員の間の質疑の内容に広汎かつ過度に介入しており、しかもそこで明らかにされた守秘義務違反の基準、特に評議の秘密の範囲が極めて曖昧で、運用においても地方裁判所ごとにばらばらで統一されていない実態が明らかになった。

各裁判所によって記録された「裁判員会見実施状況調査票」とともに、新聞記事や独自に収集した会見記録より判明した、罪状や量刑に関する評議の秘密を理由とする裁判所職員の介入の実態は、以下のとおりである。なお、それぞれの箇所ですべて具体的な裁判事案を挙げているが、その符号表記は別添資料を参照されたい。

Ⅱ 守秘義務を名目とした過度の規制

第1 評議に関する発言規制

1. 評議の内容について

富山①では、有罪を証拠等から判断して納得した上で量刑評議に入ったのか、あるいは有罪を前提とした量刑評議に入ったのかという趣旨の質問について、評議の経緯をたどることになるとして問題指摘があった。裁判所職員は、遮った行為が不適切であったと認めしたが、公判前整理手続きの結果、量刑が争点であることは公開の法廷でも明らかになっている以上、もとより守秘義務の対象外であったと考えられる。

仙台②では、「今回の事件の報道は裁判に影響はなかったか」との質問を制止した。大分①では、「感情移入せず冷静さを保たないと、正しい判断はできないと思った」「問題を一人で抱え込んで苦しんでいたのでは。今後は幸せな生活を送ってほしい」と述べたことが評議の内容に触れるとの指摘があった。これらはいずれも感想のレベルであって、なんら評議の内容に触れたものとは言えず、過度の介入と推認される。

2. 意見の表明について

(1) 評議における意見の反映

和歌山②では、「判決にあなたの意見がどのくらい反映されたか」との質問について、守秘義務違反になる可能性があるとして、反映とは自分の意見がどう通ったかということであると質問を変えるように指摘があった。鹿児島①では「評議の中で自分の意見が反映されたか」、大分①では「判決理由中で裁判員の意見が反映されたのはどこか」との質問について、評議の内容に触れるおそれがある（前者）、表現如何では守秘義務に違反する（後者）との指摘がなされた。

また、和歌山①では、「判断が難しかったところは」との質問が意見に関わるとの指摘があり、長崎①では、「自分がその（被害者の）立場なら大変怖い。判決にはそれを反映

させつつもり」との回答が、評議における自己の意見の表明に当たるとして報道自粛が要請された。

自分の意見と感想の区別をすることはそもそも難しく、結果として、意見の名のもとに過度に規制されているとの印象を否めない。両者は紙一重であって、意見の表明を過度に規制することは、評議に関しては一切口をつむぐことを強いることにつながりかねない。しかも実際の事案を見る限り、評議に際して言った自分自身の意見を改めて開陳することを、守秘義務として全面的に禁じる理由がきわめて希薄である。

(2) 判決に関する賛否について

大阪①や仙台①では、「判決に納得しているか」との質問について、判決の当否に関する意見を求めるものであるとして制止された。さいたま①では、同旨の質問について、裁判の公正に対する信頼を害するおそれがある、神戸②では、守秘義務に違反する回答を導く可能性がある旨、それぞれ指摘があった。

また、名古屋①では、「判決が妥当である」との発言が話の流れの中で自分の感想という形でされているので、守秘義務に違反しないとした一方、岡山①では、「量刑は話し合いの結果で妥当だと思う」との回答について、妥当という言葉が判決の論評に当たり守秘義務違反であるとの指摘があった。

判決に関する賛否の意見と感想の区別は難しく、結果として、意見の名のもとに過度に規制されていると考えられる。裁判所によって判断基準にブレがあることも、その証左である。

(3) 証拠の採否・評価について

和歌山②では、証拠採否に関して「見るべきだと思った」との回答について、証拠の採否に関する個人の意見が明らかにされていると指摘された。さいたま③では、「DVDの映像を見るべきだと思ったか」との質問及び「見るべきだと思った。弁護側に有利に働く可能性もある」「(証拠採用され)とても参考になった」などの回答について、証拠の採否につき個人の意見を述べたもので、守秘義務違反に当たるとの指摘があった。

いずれも、公開の法廷での手続きを見聞した上での感想であり、意見の名において過度に規制されていると考えられる。

3. 評議における「多少の数」について

宇都宮①では、「挙手で(量刑を)決めたのか」との質問に対する「投票です」との回答について、評議で意見が分かれたことを示すもので、評議の秘密に当たるとの指摘があった。形式的には評議で意見が分かれたことが窺えるとしても、実質的には質問の主旨は採決の方法を問うことであつたと思われ、回答も評議の経過や意見の数を明らかにしたものではない以上、守秘義務違反には当たらないと考えられる。

なお、全会一致か否かは形式的に法違反に当たる「多少の数」にかかることは事実だが、有無罪の判定方法として現行方式が妥当か否かを判断するには、裁判官と裁判員の判断の多少の数が明らかになる必要がないか。また、多数決原理を採用していることを明らかにしている以上、少なくとも「意見が割れた」こと自体を明らかにすることを、守秘義務違

反とすることについても議論の余地が大いにあると思われる。

大阪②では、「(評議終了後判決宣告日まで3日間の)日程についてどのように思うか」との質問に対する、「協議は終わったが、判決宣告まで再度念のため協議した方が良いかもしれないが、本件については『××』ので問題は無かった」との発言について、『××』という言葉が一人歩きすれば、守秘義務違反と受け止められるおそれがあるとの指摘があった。発言内容は明らかではないが、全員が納得した上で結論を出したという文脈の中で発言である以上、過度の規制であると言わざるを得ない。

第2 量刑に関する発言規制

1. 死刑の適用可能性について

長野①では、「死刑廃止論の人もいた」「最初に死刑が妥当かなと考えることはあった」との回答について、守秘義務に抵触する可能性があると言われた。また、広島③では、「死刑が出ないよう祈っていた」「死刑の可能性も考えたが、事実を積み上げて冷静な答えが出せたと思う」との回答について、守秘義務違反のおそれがあるとして報道自粛の要請があった。

極刑と向き合う裁判員の悩みや重い心理負担のケアなどの今後の課題を検証するうえで、裁判員経験者が死刑についてどのように考えたかを窺い知る貴重な機会が失われることは問題である。そもそも、一般的な死刑制度の賛否に関する意見が、評議の内容にかかわらないことは自明であろう。

2. 量刑の基準で重視したことについて

京都①では、「評議で述べた意見は反映されたか」との質問に対する「被害者のことを考えると、譲れない量刑があった」、評議では裁判官から同種事件の量刑分布表が示されたことに対し、「表に影響されて自分の意見が貫徹せず、後悔している。過去の量刑を重視するなら裁判員裁判の意味がないのではとも思った」との回答について、守秘義務違反のおそれがあるとして報道自粛の要請があった。また、津①では、「判例は参考にしなかった」との発言について、評議の内容に当たるおそれがあると指摘し、長崎②では、「量刑を判断するために何を念頭に置いたか、重視したのは何か」との質問に対する、「被告の家族の気持ちを重視した」「更生にどれくらい時間がかかるかを重視した」などの回答について、自己の意見の表明に当たるおそれがあると指摘があった。

裁判員が過去の量刑データや判例に縛られずに法律家とは異なる視点で量刑において重視したことを率直に表明できることが、量刑に市民感覚を反映させる観点からは十分に考えられうる選択肢で、これを制限することは裁判員制度の趣旨に反すると考えられる。

3. 量刑の判断における悩みなどについて

さいたま③では、「被告人が積極的に犯行に及んだことを示す証拠が乏しかったところ」及び「弁護側の4年というのはないだろうと思った。判決はもっと重くてもいいのかなと不満もある」などの回答について、量刑について個人の意見を述べたものであって守秘義務違反であるとの指摘があった。また、静岡②では、「(裁判官だけなら)××になった

可能性があり、自分たちが参加した意義があった」、懲役17年の判決について「相場より重いと聞いた」との発言について、守秘義務違反のおそれがあるとした。

名古屋③では、「検察官、被害者、弁護士で量刑の主張が分れたが、混乱しなかったか」との質問に対する回答について、評議の中で自分の意見として言ったという形で記事になったり、「被告人の法廷での謝罪の言葉や反省の言葉をどのように感じたか」との質問に対する回答について、証拠評価に当たるような形で記事になると守秘義務に違反する可能性があるとの指摘があった。他方、広島①では、「被害者の意見陳述を聞いて、自分の中で量刑を考える際にどんな影響があったと思うか」「被告人の長男の意見陳述をどう感じたか」との質問に対する回答について、いずれも守秘義務に違反しないとされた。

法律家の感覚と市民の常識的感覚とのズレが量刑の判断に最もよく表れるところ、量刑に市民感覚が反映されたかを検証するうえで、裁判員が量刑で悩んだこと、量刑手続きに参加する意義などを率直に表明できることが望ましいと考えられる。この点で、裁判所の規制は過度に過ぎると考えられる。

また、後段で示したように実質的に類似する質問にもかかわらず、裁判所ごとに守秘義務違反の判断が分かれていることから、こうした規制に恣意性があることがみてとれ、表現規制としての原則に反することは明らかである。

4. 執行猶予・保護観察の可否について

さいたま②では、「執行猶予に賛成した」「検察側も主張したので執行猶予を付けてもいいかと思った」との回答について、判決への賛否の意見と受け取られるとして報道自粛の要請があった。広島②では、「被告人のどの様子から執行猶予を判断したか」との質問について、質問の仕方を変えるよう伝えたいと、評議での意見が表明されるおそれがあると指摘した。

また、山口①では、「評議の中身ではなく、保護観察を付けた気持ちをお聞きしたい」という質問及び、「被告が確実に更生するためにはどうすればよいか」という発想から付いた「意見を出し合った結果」などの回答について、守秘義務に違反する可能性があるとして報道自粛の要請があった。他方、青森①では、「保護観察を付けようと思った気持ちを聞かせてください」との質問及び「地域や周りの協力を考えて意見を出し合った結果」「真の要因は被告人に友達がいなかったことにある」などの回答について、守秘義務に違反しないと判断された。

実質的に同旨の質問及び回答にもかかわらず、地方裁判所ごとに守秘義務違反の判断が分かれており、基準の整合性に疑義が生じる。なお、この判断は報道機関からの問い合わせに答えたものであることが報告されており、報道する側が自らの報道範囲を狭めかねない、この種の問い合わせの是非についても議論の余地がある。

5. 説諭について

刑事訴訟規則による裁判長の「訓戒」を一般に「説諭」と呼び、裁判員裁判においても少なからぬ事例においてなされている実態がある（裁判員法には裁判員裁判における説諭の内容の決定方法についての定めはない）。そうしたなかで、説諭に裁判員の意見が反映されているかどうか尋ねた質問に対し、裁判所職員が裁判員に対し回答を自制するように

促す事例が生じている（さいたま①）。

説論を行うかどうか、その内容の決定が裁判長の権限であるとはいえ、市民からみた場合、それが裁判員を含む裁判体構成員の意見の集約結果だと考えるのが妥当である。しかも、説論は報道において大きく取り上げられる場合が少なくなく、その内容は裁判員の意見が反映されたものかどうかは大きな関心事であるとともに、一般には守秘義務を課す保護法益が存在しないのであって、説論に関する裁判員の意見表明を制限することは、過剰な守秘義務規制であると考えられる。

Ⅲ 報道機関への裁判所の介入

第1 外形的制度上の問題

1. 職員の立ち会いについて

全国の地方裁判所で開かれた裁判員経験者の記者会見では、すべてのケースで総務課長ら裁判所職員が立ち会っている。立ち会の目的は、単に、記者会見出席者を誘導するだけのものではなく、守秘義務違反が疑われるやり取りが行われることを未然に防止することにある。守秘義務違反の可能性があるやり取りが行われてしまった場合、職員らは、報道されないよう記者に呼び掛ける、あるいは、やり取り自体がなかったことにしよう（松江①）と働きかけている。

このような立会い自体が必然のものなのか、実際、当該記者会見の後引き続き、立会いのない「自主的な」2次会見（補足会見）が実施されている実態をどう考えればよいのか。もし、後者の2次会見が問題なく実施されているのであれば、まさしく裁判所職員立会の会見は、行政庁による「取材監視」ととられても致し方ないものといえるだろう。また一方、裁判所職員と報道機関間の、「内々のやり取り」で質疑応答がなかったことになるような実態は、発言した裁判員をまったく無視するもの、あるいは報道機関が自らの報道責任を回避するものであって、こうした記者クラブ内の構造には問題があるといわざるを得ない。

2. 事後的な指導について

宇都宮①では、量刑の決め方は挙手でやったのかそれとも投票でやったのかについて質問があり、記事になったところ、裁判所が記者クラブの幹事社に守秘義務違反の疑いを伝え、警告した。その際に職員は、裁判員経験者に対するアクセス権限をタテに、守秘義務違反の報道がされたことを、次回以降の裁判員経験者には伝えざるを得ず、そうならないよう、記者会見に応じる裁判員経験者が少なくなるかもしれない旨述べた。記者会見ができなくなると、守秘義務違反の疑いのある報道は控えるように裁判所が圧力をかけたといえる。

3. 事前の統制について

各裁判所では、事前にメディア側から質問事項を取りまとめさせる（釧路①）など、裁判員経験者の記者会見が裁判所の望む方向に進行するよう、記者会見の運営に口をはさんでいるようである。

山口②では、守秘義務違反のやり取りに対し迅速に対応するためなのか、記者クラブ幹事社の記者を会見場の前方と、地裁総務課長らのいる後方に分けて配置させたという。この配置態勢は、別の事件（山口③）でも踏襲され、被害者の家族の意見陳述が、判決や量刑にどのように反映したのか質問させないよう段取りが取られた。いかに、裁判員経験者に守秘義務違反をさせないための措置とはいえ、これらの山口地裁のケースは、行きすぎではないかとの思いを禁じ得ない。

4. 個別取材への介入について

裁判所が、裁判員経験者が守秘義務違反の疑いのある発言をすることに神経をとがらせているのは、あくまで裁判所の組織防衛のためであり、裁判員経験者を慮ってのことではないことが窺われる。

高知①では、裁判所庁舎内での記者会見と、その後引き続いて職員の立ち会いなく行われた補足会見があり、このうち補足会見での発言に違反が疑われる発言があったようで、「裁判員会見実施状況調査票」には、発言の場所を区別されずに地元紙が記事にしたことが報告されている。松山①では、監視の職員の立ち会いのないまま裁判所内の記者クラブで補足取材が行われていたのを職員が発見し、補足取材を中止させるという出来事があった。また那覇①では、補足会見への出席を裁判員に依頼しようとするのを妨害し、職員が裁判員をガードしつつ帰途につかせるといった事案が発生している。

第2 会見内容への過度の介入

1. 質問と回答に対する具体的な介入について

記者の質問や裁判員経験者の回答に裁判所職員が介入し、質問を撤回させたり、回答を遮ったりするケースは、日常化していると思われる。「裁判員会見実施状況調査票」にあるのは、その、ごく一部の事例であると推定される。

さいたま①や広島地裁①では、「判決に納得していますか」という趣旨の質問に対し、総務課長が「裁判の公正に対する信頼を著しく害する恐れがある」と指摘し、記者の質問を中止させた。同様に、大阪①でも、記者の一人が、裁判員経験者らに、判決に納得しているかどうか手を挙げてほしいと促したところ、職員がストップさせた。

釧路①では、事前に裁判所から裁判員経験者にメディアの質問事項を知らせていたところ、判決に対して弁護人が即日控訴したことに対する質問が事前の質問項目に入っていなかったとして、裁判所職員が記者の質問を遮るという出来事があった。

守秘義務に抵触しそうな質問をする記者は、裁判所からも目を付けられるようである。仙台①では、判決に対する納得度を尋ねる質問を職員が制止させたが、質問をした記者が過去2回、制止された経験があり3回目の制止であったことを、わざわざ職員が「裁判員会見実施状況調査票」に明記していた。

2. 恣意的な違反指摘について

青森①では、裁判員経験者が語った「(事件の) 真の要因は被告人に友達がいなかったことにある」という言葉に対し、裁判所が守秘義務違反であると指摘した。事件の内容や前後の文脈は分からないが、なぜ、この発言が守秘義務違反に当たるのか、疑問である。また、量刑の決め方は挙手でやったのか投票でやったのかの質問(宇都宮①)は、形式的には「評議の秘密」を尋ねるものに当たるかもしれないが、守秘義務に当たるとは考えられない。

「守秘義務違反」の指摘が、裁判や判決に批判的な感想を封じ込める手段に使われていないかという疑問もある。さいたま①や広島①など、判決に対して裁判員経験者が納得しているかどうかを尋ねる質問に対しては、職員は、守秘義務違反を指摘している。一方、名古屋①では、「判決が妥当である」という裁判員経験者の感想について、なぜ、守秘義務違反の疑いを指摘しないのか、という趣旨の質問が記者から出たところ、裁判所は「特に守秘義務違反とは考えていない」とのスタンスであった。守秘義務違反に当たらない理由として裁判所は「話の流れの中で、自分の感想という形でされた発言なので」と説明したが、釈然としない印象である。

裁判員経験者個人の感想と「評議の秘密」に抵触する発言は、そもそも、その境界があいまいで、難しい判断を迫られる事柄である。にもかかわらず、記者会見では、裁判員経験者が発言したまさにその場で、地裁職員が違反かどうかを即断してレッドカードを乱発しているという現状に対して、恣意的な判断に流れているのではないかという感想を抱かずにはいられない。

まとめ

裁判員法は、裁判員及び裁判員経験者に対して極めて曖昧な基準により広汎な守秘義務を課し、かかる守秘義務の解釈運用においてはもっぱら裁判所側の独自の判断によっているのが現実である。こうした状況は、記者会見に参加する裁判員経験者が刑罰のもとに委縮し、自由な発言を差し控える虞れがあることに加え、取材・報道の制限により報道機関の司法情報への正当なアクセスの機会も奪い、ひいては憲法で保障されるどころの知る権利が害される危険性すら懸念される。これは同時に、「国民の司法参加」という制度理念を定着させるために社会全体で情報を共有できなくなる虞れを生じさせるものである。また、上記裁判の公正やその信頼を確保するためには、司法手続の適正が担保されていることが必要不可欠であるところ、裁判員経験者に課された広汎な守秘義務により、裁判員制度を事後的に検証することも困難になることが懸念される。

したがって、現状における守秘義務を理由とした裁判員経験者の意見表明及び報道機関の取材・報道に対する広汎かつ過度の規制は直ちに見直されるべきである。

そのうえで、法見直しに向けて、現行の法解釈の正当性や、法規定そのものの見直しにまで踏み込んだ議論がされる必要があるだろう。現在、裁判所によって判断にばらつきがあることは、そのばらつき自体に問題があるのではなく、そうしたばらつきを生むような曖昧な法規定に問題があるといえるからである。そのなかで、評議の秘密の限定化(たと

えば、他人の発言に限定し、自分の意見・感想ははずすこと）、守秘義務の時限化や準則化（罰則をはずすこと）も、検討の範疇に入ることが望ましいであろう。

また、報道機関側の問題点を挙げるならば、裁判員制度実施に先立って、日本新聞協会が2008年1月16日に示した指針では、事件報道の意義について、犯罪の背景を掘り下げ、社会の不安を解消したり危険情報を社会ですみやかに共有して再発防止策を探ったりすることだけではなく、「捜査当局や裁判手続きをチェックするという使命がある」と述べている。しかし集約された「裁判員会見実施状況調査票」にある裁判員経験者の記者会見に対する裁判所の介入の現状を見る限り、裁判員裁判の制度の問題点や運営の問題点をチェックするという使命を、報道機関が十分に果たしているとは考えにくい。すなわち、裁判員記者会見が孕む問題は、裁判所側だけの問題ではなく、報道機関側も一定の責任を負っているとの認識が必要である。

なお、本報告書を閉じるにあたり、もう1点、重大な懸念を表明しておく必要がある。それは、私たちの開示請求と時を同じくして（裁判員制度施行1年を経ての変更とも考えられるが）、開示書類が簡略化され、どのような問題が会見において生じたかが、いっそう「見えづらくなった」ことである。私たちはそれを、継続的に開示請求したなかで書式の変更が統一的に行われていることによって知った。本報告書で指摘するように、ただでさえ見えづらい裁判員裁判の実態が、さらに厚い雲で覆われてしまった実感を有する。

裁判所が、現場報告書類を簡略化し透明性を阻害したその姿勢を、厳しく問わざるを得ない。そしてこれは、司法の過度の秘密主義、事なかれ主義の現れであるとみるほかなく、国民のための司法、開かれた司法を標榜する裁判員裁判の制度の基本姿勢に、真っ向から反するものであって到底許されない。

添付資料：

(1) 会見問題事例

(開示された実施状況調査票を基礎に各種報道等との突合せによって独自作成)

(2) 実施状況調査票の書式変更事例

(東京地裁の場合。ただし、他の地方裁判所もおおよそ同様である)

※なお、開示された実施状況調査票のすべては、本報告書とともに、JCLU ウェブサイト (www.jclu.or.jp) に掲載されているので、参照いただきたい。

以上